最終更新日：2016年6月30日
株式会社UACJ
代表取締役社長　岡田　満
問合せ先：法務部　TEL 03-6202-2600（代）
証券コード：5741
http://www.uacj.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方 更新

当社の企業統治（コーポレート・ガバナンス）に関する基本的な考え方は、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会など様々な利害関係者（ステークホルダー）との関係における企業経営の基本的枠組みのあり方と考えております。すなわち、社会的に有用で安全性に充分配慮した製品、技術及びサービスを開発し、市場へ提供することによって、顧客・取引先の信頼を獲得するとともに、企業価値を高め、株主はじめ様々なステークホルダーに対し貢献することであります。そのためには、取締役会の機能強化による経営監督機構を確立し、また監査役会の監査機能強化を図ることによって、財務・経営情報の適切な開示、企業倫理の確立、コンプライアンスの徹底、リスク管理の徹底などを一層推進してまいります。

（ご参考）

【経営理念】
UACJグループは、お客様の満足と信頼を得る製品とサービスの提供に努め、堅実・健全な事業発展を通じて広く社会に貢献します。

【行動指針】
UACJグループは、経営理念を実現させるため、以下の指針に基づいて行動するとともに、その体制を整備します。
1. あらゆるステークホルダーと積極的かつ公正なコミュニケーションをはかるとともに、その信用・信頼を得ることを第一と考えて行動します。
2. 高い倫理感に基づき行動し、法令・規則を遵守するとともに、環境問題や社会貢献活動などに積極的に取り組み、また反社会的勢力・団体との関係遮断も徹底し、企業としての社会的責任を果たします。
3. お客様の満足と信頼を得るため、品質・技術開発力・現場力の向上に不断の努力を払います。
4. 人を育てるとともに、安全で働きやすい環境を整備します。
5. 常にグローバルかつ長期的な視野を持ち、あらゆる環境変化に柔軟に対応し、グローバル化にあたっては、各国の法律・文化・習慣を尊重し、その社会の発展に寄与します。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

本欄に記載すべき事項はありません。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】（政策保有株式）
当社の株式保有については、取引の維持強化、事業提携等、目的が合理的な範囲において行うことが、基本的な考え方です。株式の新規取得、買い増し、処分の要否に関しては、当社グループの成長という視点からみた要否、当社グループ資金の有効活用などの観点から適宜検証を行い、当社の基準によって取締役会に諮ることとしております。
株式に係る議決権については、議案が当社の保有目的に対し適合しているか、発行会社の健全な経営、ひいては企業価値向上に資するものになっているかなどの観点から総合的に判断の上、行使しております。

【原則1-7】（関連当事者間の取引）
当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会で決議しております。
また、これらの取引について、会社法及び金融商品取引法その他適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って開示しております。

【原則3-1】（情報開示の充実）
(1)経営理念や行動指針、中期経営計画等を当社ホームページ等にて開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を有価証券報告書等にて開示しております。

(3)取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針を有価証券報告書等にて開示しております。

(4)キャリア（職務経験・職位・資格等）や能力などの人事評価をもとに最適な役員人事を決定しております。
なお、経営陣幹部の選任に関しては、取締役会において適切に決定しております。

(5)取締役候補者全員の選任理由は、2016年3月期の第3期定時株主総会招集通知にて開示しております。社外監査役の選任理由は、有価証券報告書等において開示しております。

【補充原則4-1-1】（経営陣に対する委任の範囲の概要）
当社は、執行役員制度を導入しており、これによって経営の意思決定及び監督機関と、業務執行機能を分離し、取締役会の機能を一層強化するとともに、業務執行の一層の迅速化を図っております。その概要については、当社ホームページやコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しております。
決裁基準に基づき、取締役会、経営会議、社長、担当役員等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4-8】（独立社外取締役の有効な活用）
当社は、東京証券取引所の社外役員の独立性に関する事項の要件を満たす独立社外取締役を2名選任しております。
今後当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役増員の必要が発生する可能性が考えられますが、その際は必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【原則4-9】（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準を参考に、また、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる方を独立社外取締役の候補者として適切に選定しております。

【補充原則4-11-1】（取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方）
当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、キャリア（職務経験・職位・資格等）や能力などの人事評価をもとに最適な役員人事を決定しております。
なお、2015年6月開催の定時株主総会にて女性の独立社外取締役1名を選任しております。今後も取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を整備してまいります。

【補充原則4-11-2】（取締役・監査役の兼任状況）
当社では、社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、定時株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じて、毎年開示しております。
社外取締役2名のうち1名が、他の上場会社の社外取締役を兼任しておりますが、もう1名の社外取締役及び業務執行取締役全員は他の上場

会社の役員は兼任しておりません。
　社外監査役4名のうち2名が、他の上場会社の監査役等を兼任しておりますが、もう2名の社外監査役及び常勤監査役全員は、他の上場会社の役員は兼任しておりません。

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性分析・評価の結果概要)
　当社では、取締役会の実効性評価について、取締役会の構成、運営、その他に係る質問票に、各取締役及び監査役が回答し、その回答結果をもとに取締役会において協議する方法で、当社取締役会の実効性に関する分析、評価を行いました。
　その結果、当社の取締役会は、適正な規模で多様性ある構成となっており構成員の資質は全体としてバランスがとれていること、取締役会の運営状況は適切で、経営に対する監督機能を発揮するための体制が構築されていることを確認しました。また、取締役会の議論についても、事前の検討会をはじめ取締役会へ至るプロセスを含め、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊重する文化が醸成されていることを確認しました。
　一方、今後の課題として、重要案件の検討に十分な時間をかけ、大所高所からの経営判断、経営戦略等に基づく議論をより活発にすること、社外役員に対する事前説明の充実やガバナンスに資する資料を含めた説明資料の充実を図る必要性を認識しました。
　これらの評価の結果を踏まえ、グローバル化を加速し持続的成長を実現するため、重要課題に係る議論の充実と取締役会運営の充実に取り組むこととしました。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニング方針)
　当社は取締役・監査役が適切に職務を遂行できるよう、新任時及び在任期間中に以下の研修を実施することを方針としております。
・新任時には、取締役・監査役の役割・責務の理解、及び社外役員には当社の事業、財務、組織等に関する理解
・在任期間中の継続研修として、合宿研修によるガバナンスに関する理解の深化と当社グループの課題に係る議論、及び個々の取締役・監査役の知識・経験・能力に応じた研修の機会の提供

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)
　当社では、広報IR担当取締役を選任するとともに、広報IR部をIR担当部署としております。
　株主や投資家に対しては、決算説明会を四半期に1回開催するとともに、逐次、ワンオンワンミーティング、スモールミーティング、工場見学会等を実施しております。
　また、当社の株主構成に鑑み、毎年、米国・欧州・アジアにて投資家訪問を年1回実施することを基本方針としております。
　さらに、当社ホームページにおける発信やアニュアルレポートの発行等により、情報開示の充実に努めております。

## 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |

### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 古河電気工業株式会社 | 120,365,000 | 28.14 |
| 新日鐵住金株式会社 | 37,446,090 | 8.75 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 28,020,000 | 6.55 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 11,244,644 | 2.62 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 10,939,000 | 2.55 |
| 住友商事株式会社 | 7,500,000 | 1.75 |
| 株式会社みずほ銀行 | 7,331,000 | 1.71 |
| 株式会社三井住友銀行 | 7,330,742 | 1.71 |
| UACJグループ従業員持株会 | 6,597,286 | 1.54 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 5,213,000 | 1.21 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 非鉄金属 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 12 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 会長（社長を兼任している場合を除く） |
| 取締役の人数 | 12 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 鈴木　俊夫 | 学者 | | | | | | | | | | | |
| 杉山　涼子 | 学者 | | | | | | | | | | | |

**※　会社との関係についての選択項目**
**※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 鈴木　俊夫 | ○ | ――― | 鈴木俊夫氏は、東京大学の名誉教授であり、豊富な学識経験を基にした客観的観点から、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外取締役をお願いしております。<br>当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。<br>なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に掲げられた事項のいずれにも該当しておりません。 |
| 杉山　涼子 | ○ | ――― | 杉山涼子氏は、常葉大学の教授としての豊富な学識経験及び企業の取締役として経営に携わられた経験を有しており、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外取締役をお願いしております。<br>当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。<br>なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に掲げられた事項のいずれにも該当しておりません。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| | |

| | |
|---|---|
| 定款上の監査役の員数 | 6 名 |
| 監査役の人数 | 6 名 |

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査と内部監査の連携は、それぞれの年度方針・計画実施に基づく往査計画の実施内容の事前確認並びに往査結果の報告等を随時交換し、意見交換をすることで、情報の共有化を行っております。
また、会計監査人とも、それぞれの監査結果を随時交換し、意見交換をすることで、情報の共有化、指摘事項のフォローを実施しております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 4 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

## 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 浅野　明 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 佐藤　哲哉 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | ○ | | | | |
| 曽根　貴史 | 他の会社の出身者 | | | | | | | △ | | | | | | |
| 松村　篤樹 | 他の会社の出身者 | | | | | | | ○ | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

## 会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 浅野　明 | ○ | ――― | 浅野明氏は、企業の総務部長等の幹部として当該企業の経営及び当該企業グループ会社の経営に携わってこられ、そこで培われた知識、経験等を活かして職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外監査役をお願いしております。<br>当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。<br>なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に掲げられた事項のいずれにも該当しておりません。 |
| 佐藤　哲哉 | | 佐藤哲哉氏は、古河電気工業株式会社の常勤監査役です。同社は当社の発行済株式総数（総議決権数）の28.14%を保有する大株主であり、また、当社は同社に一部製品を販売しております。 | 佐藤哲哉氏は、古河電気工業株式会社の監査役等の豊富な経験と幅広い見識を有しており、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外監査役をお願いしております。 |
| 曽根　貴史 | | 曽根貴史氏は、2011年3月まで住友商事株式会社の常務執行役員を務めておりました。同社は当社の発行済株式総数（総議決権数）の1.75%を保有する株主であり、また、同社は、原料の購入、製品の販売等に係る当社の主要な取引先であります。 | 曽根貴史氏は、住友商事株式会社での豊富な経験と幅広い見識を有しており、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外監査役をお願いしております。 |
| 松村　篤樹 | | 松村篤樹氏は、新日鐵住金株式会社の執行役員です。同社は当社の発行済株式総数（総議決権数）の8.75%を保有する株主であり、また、当社は同社に一部製品を販売しております。 | 松村篤樹氏は、シルトロニック・ジャパン株式会社の代表取締役社長として会社経営の経験を有し、また、新日鐵住金株式会社の執行役員として同社及び同社グループ会社の経営に携わっており、そこで培われた知識、経験等を活かして職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外監査役をお願いしております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| | |

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 3 名 |

| その他独立役員に関する事項 |
|---|

―――

**【インセンティブ関係】**

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

| 該当項目に関する補足説明 |
|---|

将来的な検討事項と捉えておりますが、現時点では実施しておりません。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

| 該当項目に関する補足説明 |
|---|

―――

**【取締役報酬関係】**

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

| 該当項目に関する補足説明 |
|---|

「定款または株主総会の決議に基づく報酬」について、支給人員及び支給額を開示しております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 |
|---|

取締役の報酬等の額については、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で取締役会の決議により決定しております。決議に際しては、常勤・非常勤及び会社における地位に応じた基本金額を定め、さらに報酬の一部については業績に応じて増減させるものとしております。
監査役の報酬等の額については、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で監査役の協議により決定しております。

**【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】** 更新

取締役会資料の事前配布を実施しております。必要に応じて、重要案件に係る事前説明の機会を設け、支援します。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は執行役員制度を導入しており、これによって経営の意思決定及び監督機能と、業務執行機能を分離し、取締役会の機能を一層強化するとともに、業務執行の一層の迅速化を図っております。
当社の取締役会は、取締役12名（うち社外取締役2名）と監査役6名（うち社外監査役4名）の出席のもとに毎月開催し、法令・定款及び社内規程に基づき、重要事項についての審議、業務執行状況の報告を行っております。
また、経営上の重要事項に関する審議・検討を行うとともに、業務執行責任者間の一層の意思疎通を図り、統制のとれた業務執行がなされるようにするため、取締役10名、常勤監査役2名及び執行役員20名で、経営会議を毎月定期的に開催しております。
取締役の任期は1年とし、責任の明確化を図っております。社外取締役は2名であり、うち1名は大学名誉教授としての豊富な学識経験を基にした客観的観点から、もう1名は大学教授としての豊富な学識経験及び企業の取締役として経営に携わられた経験を有しており、取締役会の意思決定の適正性を確保する役割を担っております。また、当社の取締役は、12名以内とする旨、定款に定めております。
内部監査体制は、会長・社長直轄の監査部（専任12名、兼任3名）を設置し、内部監査規程に基づき、年度監査方針・計画を作成し、当社及び当社グループ各社の経営諸活動が合法的・合理的に行われているか、当社の経営目的に従い適正に遂行されているかを客観的に審査・評価し、その結果を会長・社長に報告し、改善策を助言・提言しております。
監査役監査体制は、当社は監査役会制度を採用しており、社外監査役4名を含む監査役6名で独立性を確保した監査役会を設置し、うち2名は財務及び会計に関する知見を有し、取締役の職務執行を監査しております。
具体的には、毎年、監査役会において、監査役監査基準、監査役会規則に基づき、年度監査方針・計画を作成し、主に内部統制システムの整備・運用状況、リスクの未然防止、経営課題への取組状況等、取締役の職務執行が適切に果たされているかを監査しております。また、監査役会機能を充実させるため事務局として監査役の職務を補助すべき使用人2名を配置しております。
会計監査人は、有限責任監査法人トーマツを選任しており、同監査法人に所属する手塚正彦氏、岩下万樹氏及び池田太洋氏が会計監査業務を執行しており、継続監査年数はそれぞれ1年、4年及び2年で、年度方針・計画に基づき実施しております。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士17名、その他16名であり、計画作成時に分担を決め実施しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会制度を採用しており、社外監査役4名を含む監査役6名からなる監査役会を設置し、うち2名は財務及び会計に関する知見を有し、監査役監査基準に準拠して監査方針、監査計画等に従い、取締役会はじめ社内の重要会議に出席するなどコーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立した機関として、取締役の職務執行を監査できる体制としております。また、監査役会は毎月開催し、常勤監査役から定例監査報告を行うことで情報の共有化を図り、社外監査役との意見交換を十分に行っております。
なお、指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社への移行につきましては、現在の監査役会機能を強化することで対応いたしますので、現在のところその計画はありません。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 法定期日より1週間以上前（株主総会開催日の3週間以上前）に発送するとともに、発送日の1日前に、東京証券取引所のウェブサイト及び当社ホームページに開示しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）のウェブサイトにおける議決権行使を導入しております。 |
| その他 | 当社のウェブサイトにおいて、招集通知等を掲載しております。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社のウェブサイトにおいて公表しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 個人株主様を対象とした工場見学会を開催しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 決算説明会を四半期に1回開催するとともに、逐次、ワンオンワンミーティング、スモールミーティング等を実施しております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 当社の株主構成に鑑み、毎年、米国・欧州・アジアにて投資家訪問を年1回実施することを基本方針としております。 | なし |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社のウェブサイトにおいて、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、決算説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会招集通知等を掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 広報IR部を設置しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 経営理念及び行動指針の中で規定しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | CSR関連情報を作成し、当社のウェブサイトにおいて掲載しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | ディスクロージャーポリシーの中で情報開示に関する基本方針等を定めており、当社のウェブサイトにおいて掲載しております。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システムを整備しております。
⑴当社及び当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社及び当社グループは、経営理念と行動指針に基づき行動し、法令、定款を遵守し徳のある企業を目指す。
・CSR委員会を中心として、講習会の実施、マニュアルの配布などの教育を実施し、また法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
・内部通報制度を活用し、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図る。
・監査部は、内部監査部門として各事業部門の職務執行状況をモニタリングし、内部統制システムが有効に機能しているかどうかについて監査し、取締役会へ報告する。

⑵取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役会議事録、稟議書等、その職務に関する情報を規程に基づき作成、保存する。
・取締役及び監査役が必要とするときはいつでも閲覧できるものとする。

⑶当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社及び当社グループは、環境、安全・衛生、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等全社共通のリスクについては規程に基づき適切に対応する。また、各事業部門固有のリスクは各事業部門が管理し、CSR委員会にて横断的にリスク管理を推進する。

⑷当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社及び当社グループは、規程に基づき各業務分掌を定める等により、効率的な職務の執行を行う。
・中期経営計画、単年度予算を作成し、各事業部門ごとに具体的な目標値を設定し管理する。

⑸当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社グループは、内部統制システムを構築し整備する。
・監査部において、業務監査を実施する。その監査結果は監査役並びに代表取締役に報告し、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底を図る。また、関係会社における経営上の重要な事項については、社内規程に基づき当社との協議を義務付ける他、必要に応じ関係会社の管理に係る規程を見直し、企業集団における業務の適正を確保する。

⑹監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査役の職務を補助すべき使用人を設け、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する。

⑺前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・前号の使用人は、取締役の指揮、監督を受けない使用人とし、その人事については監査役会の事前の同意を必要とする。

⑻当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、遅滞無く当社の監査役に報告する。
・取締役、執行役員及び使用人は、取締役会規則その他の規程に基づき、監査役の出席する取締役会その他の会議において、報告もしくは決議する。
・当社の監査役へ報告を行った当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑼その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・取締役会は監査役の取締役会及び経営会議等重要な会議への出席を確保する。
・監査役と代表取締役は、定期的に意見交換会を開催する。
・その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役、執行役員及び担当部門責任者は誠実に対応する。
・会社法第388条に基づく費用は、規程に基づき処理する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

⑴反社会的勢力排除に向けた基本的考え方
・当社及び当社グループは、経営理念と行動指針を制定し、行動指針の第2条に「反社会的勢力・団体との関係遮断も徹底し」と明確にし、従業員へ周知しております。

⑵反社会的勢力排除に向けた状況
・総務部及び各所の総務担当部署を反社会的勢力への対応窓口としております。また、その窓口に対しては、不当な要求に屈することのないよう、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するための対応マニュアルを整備し、周知しております。
・総務部がセンターとなり、反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、外部専門機関、警察、顧問弁護士との緊密な連絡関係を構築しております。
・毎年、全従業員を対象に反社会的勢力排除を含めたコンプライアンス研修を実施しております。

# Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

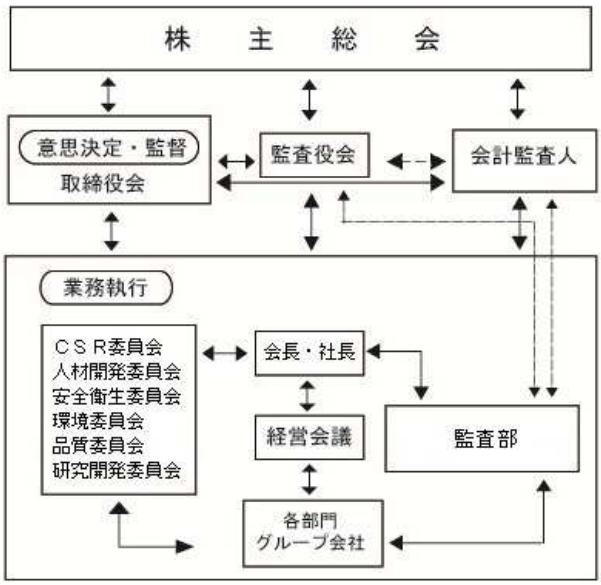
該当項目に関する補足説明

―――

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1)その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
　コンプライアンスの徹底及びリスク管理の充実が、コーポレート・ガバナンスの重要課題であると認識しており、CSR委員会がUACJグループ全体を所管しております。

(2)適時開示体制の概要
　当社は投資家に対し、当社及び子会社の会社情報の適時適切な開示を行うため、次のとおり会社情報を適時開示しております。
・開示責任者は広報IR担当役員とし、事務担当者は広報IR部長とします。
・金融商品取引所の定める適時開示に関する諸規則等に基づき、開示を要する事項に該当する可能性のある情報については、当該事項を所管する部門の長が、直ちに広報IR部長にその内容を報告します。また、子会社の情報については、当該子会社の代表者が、直ちに当社の当該子会社を所管する部門の長にその内容を報告し、当該部門の長は、直ちに広報IR部長にこれを報告します。
・上記の報告を受けた広報IR部長は、必要に応じ法務部長と協議の上、当該情報について適時開示に関する諸規則等に照らして開示の要否を判断し、開示を要すると認めたときは、関係する部門の長および社長の承認を得て、適時開示に関する諸規則等に従い、これを開示します。
　上記の適時開示の流れは、「模式図（適時開示体制の概要）」のとおりです。




模式図（適時開示体制の概要）

当社及び子会社の会社情報の適時開示の流れ

<当社情報の流れ>




<子会社情報の流れ>

